

教育課程等に係る特例制度について

考え方： 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。

【制度（イメージ）】

①教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合

かつ

②以下を行う大学であること

- 当該先導的な取組を行う
- 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備
- 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

上記①②について、文部科学大臣の認定を受けたとき※においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」の全部又は一部によらないことができる制度を創設

※ 認定を受けた大学「教育課程等特例認定大学」は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表

「特例対象規定」

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）、第22条（1年間の授業期間）、第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）、第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）、第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）、第41条第3項（学部等関係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）、第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第45条第1項から第3項まで（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）、第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）、第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）、第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

教育課程等に係る特例制度について

【認定基準】

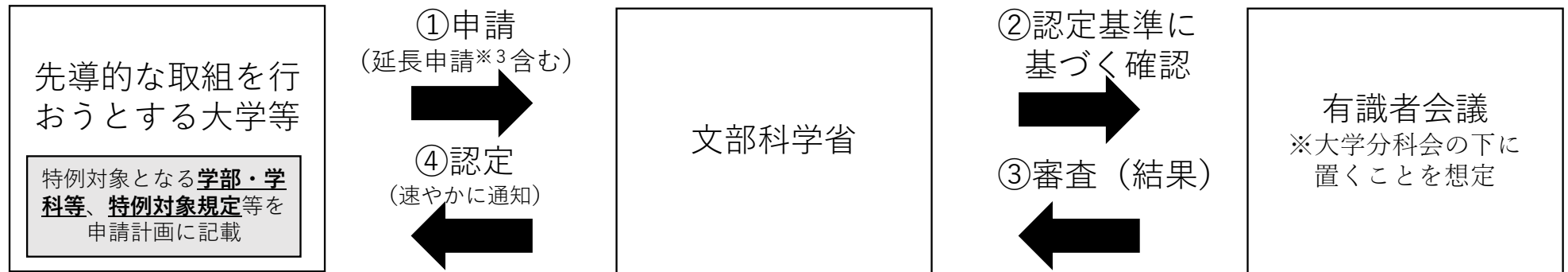
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・申請日の直近の認証評価において適合認定（分野別認証評価を除く）を受けていること
- ・申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと
 - －法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと
 - －財政状況が健全でなくなったこと
 - －上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと
- ・申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
 - －申請目的
 - －先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等
 - －先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - －先導的な教育の実施内容
 - －先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠
 - －学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - －実施予定期間
 - －先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

【認定の申請】

- ・認定を受けようとする大学等の学長は、申請書に申請計画書その他文部科学大臣が別に定める書類※（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等）を添えて申請

※インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には省略可能

申請・認定スキーム（イメージ）



①申請：

- 認定を受けようとする大学等の学長は、申請書に申請計画書その他文部科学大臣が別に定める書類※¹※²（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等）を添えて申請

※1 申請計画において、（1）申請目的、（2）先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等、（3）先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定、（4）先導的な教育の実施内容、（5）先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠、（6）学生に対する適切な配慮のための具体的な措置、（7）実施予定期間、（8）先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画、を明らかにする必要

※2 インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には提出の省略が可能

②認定基準に基づく要件確認：

- 文部科学大臣は、申請があった場合には、有識者会議（※大学分科会の下に置くことを想定）の審査を経て、当該申請に係る認定を決定

【認定基準】

- 申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
- 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- 不適合要件に該当しないと有識者会議で認められること
- 申請計画において、申請目的、先導的な教育を行う学部等、先導的な教育において活用する特例対象規定、先導的な教育の実施内容、等が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること

③有識者会議における審査（結果）

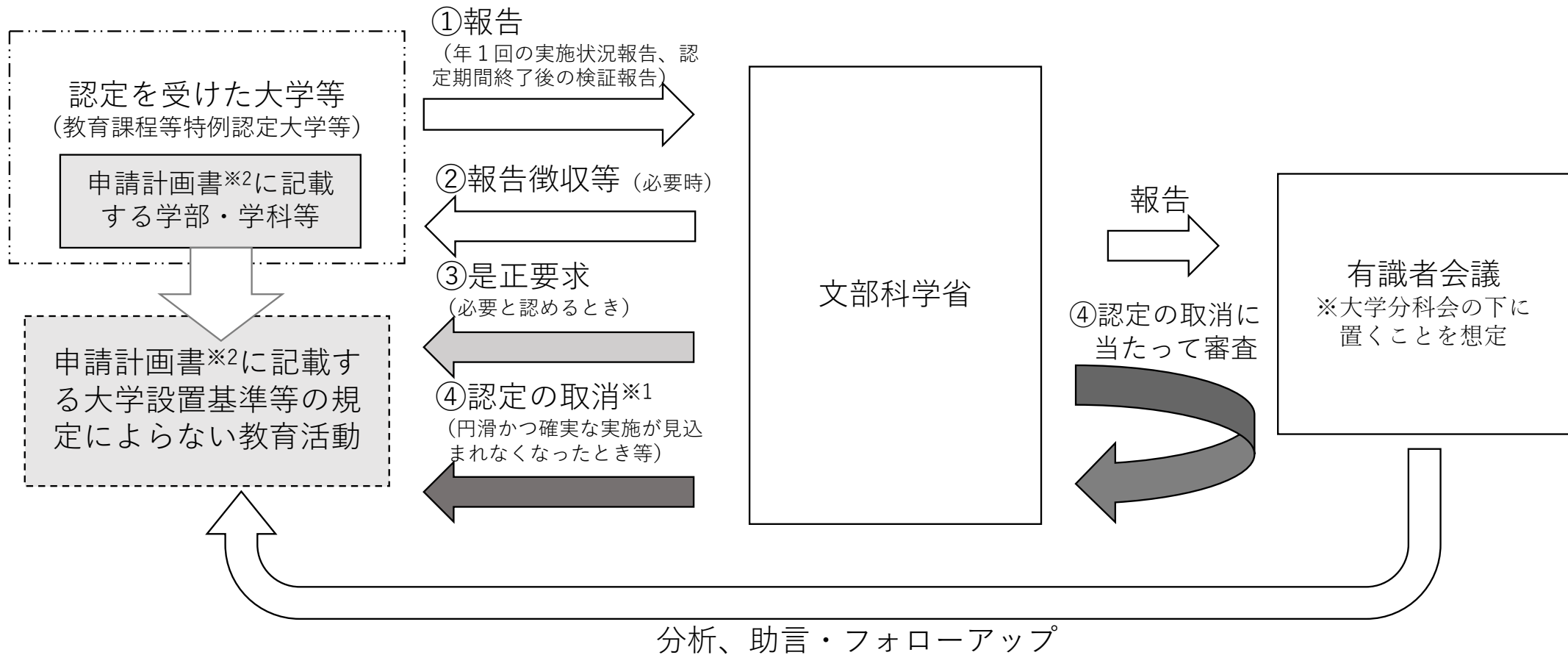
- 先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる
- 認定を行う場合においては、申請計画書において大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定める

④認定

- 認定後、申請大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知（併せて、文部科学大臣はインターネット等によりその旨を公示）

※3 延長申請： 認定を受けた大学等（教育課程等特例認定大学等）が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる

認定後のスキーム（イメージ）



※1 認定を取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能

※2 申請計画書に記載する特例対象となる学部等、特例対象規定を変更しようとするときは文部科学大臣の認定を、それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）を要する。